

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 9月20日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第21号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月河合村条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

4 農業委員会委員	
会長	月額 19,600円
副会長	月額 17,640円
その他の委員	月額 15,680円
5 農地利用最適化推進委員	月額 15,680円

」を

「

4 農業委員会委員	
会長	月額 19,600円 能率給 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で町長が定める額
副会長	月額 17,640円 能率給 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内

その他の委員	<p>で町長が定める額</p> <p>月額 15,680円</p> <p>能率給 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で町長が定める額</p>
5 農地利用最適化推進委員	<p>月額 15,680円</p> <p>能率給 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で町長が定める額</p>

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。